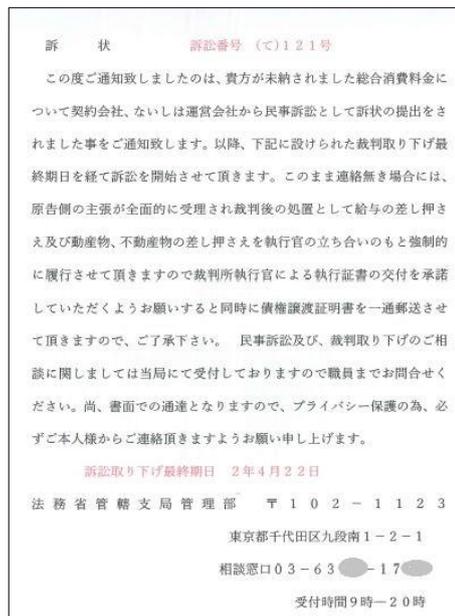


「法務省管轄支局管理部」から届く封書に注意！

事例

本日、「法務省管轄支局管理部」から84円切手が貼られた茶封書が届いた。「訴状」と書かれた書面には、「未納された総合消費料金について訴状が提出された」「訴訟取り下げ最終期日を経て裁判開始」「連絡しないと給与、動産・不動産を差し押さえる」などと書いてあるが、全く心当たりはない。相談窓口の電話番号が書いてあるが、連絡はしていない。情報提供する。(市内80代女性)



アドバイス

- 全国的に不審な封書が届いたとの相談が寄せられています。
- 「法務省管轄支局管理部」などの名称で送付されますが、法務省には「管轄支局」という組織は存在せず、法務省を騙った架空請求です。
- 取り下げ期日の迫った書類が届きますが、慌てて相談窓口には連絡しないでください。もし連絡すると、相手に電話番号が知られてしまい、様々な名目でお金を要求されます。
- このようなや封書が届いても慌てないでください。心配な時は、消費生活センターや名寄警察署(☎2-0110)に相談してください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター ☎(01654)2-3575

駅前交流プラザ「よろーな」2F

◆相談時間9:15~16:00 ◆休日/土・日・祝日・年末年始

